4－1　当該輸入貨物の輸入による影響

(128) 調査対象貨物の供給国から輸入されたすべてのTDIは、不当廉売輸入であり、当該輸入貨物の輸入による本邦産業に及ぼす影響については、上記**「3　不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べたとおり、本邦の産業への実質的損害が認められた。

4－2　当該輸入貨物以外による影響

(129) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性等について、利害関係者等から提出された証拠及び一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手したすべての関連する証拠を基に分析[108]した。

4－2－1　第三国からの輸入の量及び価格

(130) 第三国からの輸入が与える影響として、第三国からの輸入量については、**「表32　当該輸入貨物の供給国及び第三国からの輸入量」**のとおりであった。TDIの総輸入量は、平成24年度は平成22年度に比べて約3倍に増加したが、そのうち第三国からの輸入量が占める割合は、平成22年度に100%であったのが、当該輸入貨物の輸入の急激な増加により平成24年度にはそのシェアを約13%にまで下げ、その輸入の絶対量も約6割減となった。加えて、**「表13　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）」**のとおり、第三国からの輸入については、平成23年度に絶対量及び市場占拠率は増加したが、平成24年度には絶対量及び市場占拠率共に激減し、平成25年度上期についても前年同期比でやや増加しているものの、減少した傾向は維持されている。したがって、第三国からの輸入は、総輸入量の増加に反して、減少し、むしろ当該輸入貨物に市場を奪われる状況にあることが認められた。なお、第三国のうち平成25年度における輸入量が総輸入量の1割以上ある国は、韓国と米国であった。

表32　当該輸入貨物の供給国及び第三国からの輸入量

	年度	22（2010）	23（2011）	24（2012）		25（2013）（上期）
					（上期）	
当該輸入貨物（中国）	輸入量（MT）	0	3,704	14,039	6,884	5,957
	対総輸入量（%）	－	34.3	87.4	85.8	82.3
第三国（合計）	輸入量（MT）	4,934	7,093	2,020	1,135	1,283
	対総輸入量（%）	100.0	65.7	12.6	14.2	17.7
韓国	輸入量（MT）	2,867	3,773	1,595	769	910
	対総輸入量（%）	58.1	34.9	9.9	9.6	12.6
米国	輸入量（MT）	2,033	2,849	390	331	253
	対総輸入量（%）	41.2	26.4	2.4	4.1	3.5
ドイツ	輸入量（MT）	34	471	35	35	0
	対総輸入量（%）	0.7	4.4	0.2	0.4	－
香港	輸入量（MT）	0	0	0	0	120
	対総輸入量（%）	－	－	－	－	1.7
総輸入量		4,934	10,797	16,058	8,019	7,240

（出所）財務省貿易統計

(131) 次に、財務省貿易統計の輸入金額を輸入数量で除して算出した価格（以下、「輸入単価」という。）について、第三国産同種の貨物の輸入単価は、**「表33　当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入単価」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入単価は、当該輸入貨物の輸入単価を大きく上回っていた。韓国、米国からの輸入貨物についても、それぞれ、当該輸入貨物の輸入単価を大きく上回っていた。

表33　当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入単価

年度	22（2010）	23（2011）	24（2012）		25（2013）（上期）
				（上期）	
当該輸入貨物（中国）の輸入単価（円／kg）	－	167.8	168.9	158.6	182.1
第三国産同種の貨物の輸入単価（円／kg）	217.6	199.5	216.4	212.6	265.4
韓国	224.4	206.6	224.2	227.8	272.6
米国	206.9	189.2	181.3	173.3	260.4
ドイツ	288.0	204.7	249.6	249.6	－
香港	－	－	－	－	221.6

（出所）財務省貿易統計

(132) また、**「3－3－2　本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」**において説明したとおり、本件調査において、産業上の使用者質問状回答書を用いて、当該輸入貨物と第三国産同種の貨物との両方を取り扱う輸入者の存在は確認できたものの、輸入者からは何ら回答が得られなかったため、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格については、情報が得られなかった。したがって、**「1－9　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用」**に記載のとおり、調査当局は、CIF価格である財務省貿易統計の金額に国内取引に必要な経費（輸入諸掛かり、タンク費用、運賃、販売手数料）及び輸入者の利益を勘案して、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格を推計し、本邦産同種の貨物の本邦における取引価格を併せて検討したところ、**「表34　本邦産同種の貨物、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格」**のとおりとなった。平成23年度には第三国産同種の貨物の取引価格が本邦産同種の貨物の取引価格を若干下回ったものの、他の期間は本邦産同種の貨物の取引価格を上回っており、総じて、本邦産同種の貨物の取引価格に影響を与える要因ではないと判断した。

108　協定3.5